

利用定員の 設定について

目次

1. 利用定員の概要
2. 利用定員を新たに設定する園
 - (1)にじのいろ保育園
 - (2)聖マリア幼稚園

1. 利用定員の概要

利用定員とは、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第27条第1項において定められた給付費(委託費)の単価水準を決めるものです。市は、施設の運営等が基準に適合しているか精査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行います。その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。

利用定員の設定をする際、法第31条第2項及び第43条第2項に基づき、子ども・子育て会議で意見を聴く必要があります。

2. 利用定員を新たに設定する園

次に利用定員の設定を予定している園について説明します。

(1) にじのいろ保育園

園名	利用定員	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
小規模保育事業										
にじのいろ保育園	19名	6名	6名	7名						

にじのいろ保育園は、今回の運営主体の変更に伴い再度認可が必要となったため、利用定員についても再度設定することとなりましたが、定員数については、以前と変更はありません。

なお、にじのいろ保育園は小規模保育事業所のため、1号及び2号認定の利用定員の設定はありません。

(2) 聖マリア幼稚園

園名	利用定員	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
私立幼稚園										
聖マリア幼稚園	140名							60名	40名	40名

聖マリア幼稚園は、市の確認を受けて令和3年4月に「新制度未移行幼稚園」から「特定教育・保育施設」に移行するため、新たに子ども・子育て支援法上の利用定員を設定する必要があります。

聖マリア幼稚園は幼稚園のため、2号及び3号認定の利用定員の設定はありません。

なお、3歳児定員60名には、満3歳児(※)20名が含まれています。

※満3歳児保育とは、通常の3年保育(幼稚園年少組)に入園する前の年齢の子どもを対象にしたクラスです。

参考

幼稚園や保育園、認定こども園などの施設の利用希望する場合は、市から認定を受ける必要があります。認定には、1号から3号認定までの3つの区分があります。

認定区分	給付の内容	利用施設
【1号認定】 （3歳以上：保育の必要性なし） 満3歳以上で、教育のみ希望する場合	<input type="checkbox"/> 教育標準時間	<input type="checkbox"/> 認定こども園(教育部分)
		<input type="checkbox"/> 幼稚園
【2号認定】 （3歳以上：保育の必要性あり） 満3歳以上で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	<input type="checkbox"/> 保育短時間 <input type="checkbox"/> 保育標準時間	<input type="checkbox"/> 認定こども園(保育部分)
		<input type="checkbox"/> 保育所
【3号認定】 （0～2歳以上：保育の必要性あり） 満3歳未満で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	<input type="checkbox"/> 保育短時間 <input type="checkbox"/> 保育標準時間	<input type="checkbox"/> 認定こども園(保育部分)
		<input type="checkbox"/> 保育所
		<input type="checkbox"/> 小規模保育等